

歴史から考える 日本人の納税者意識

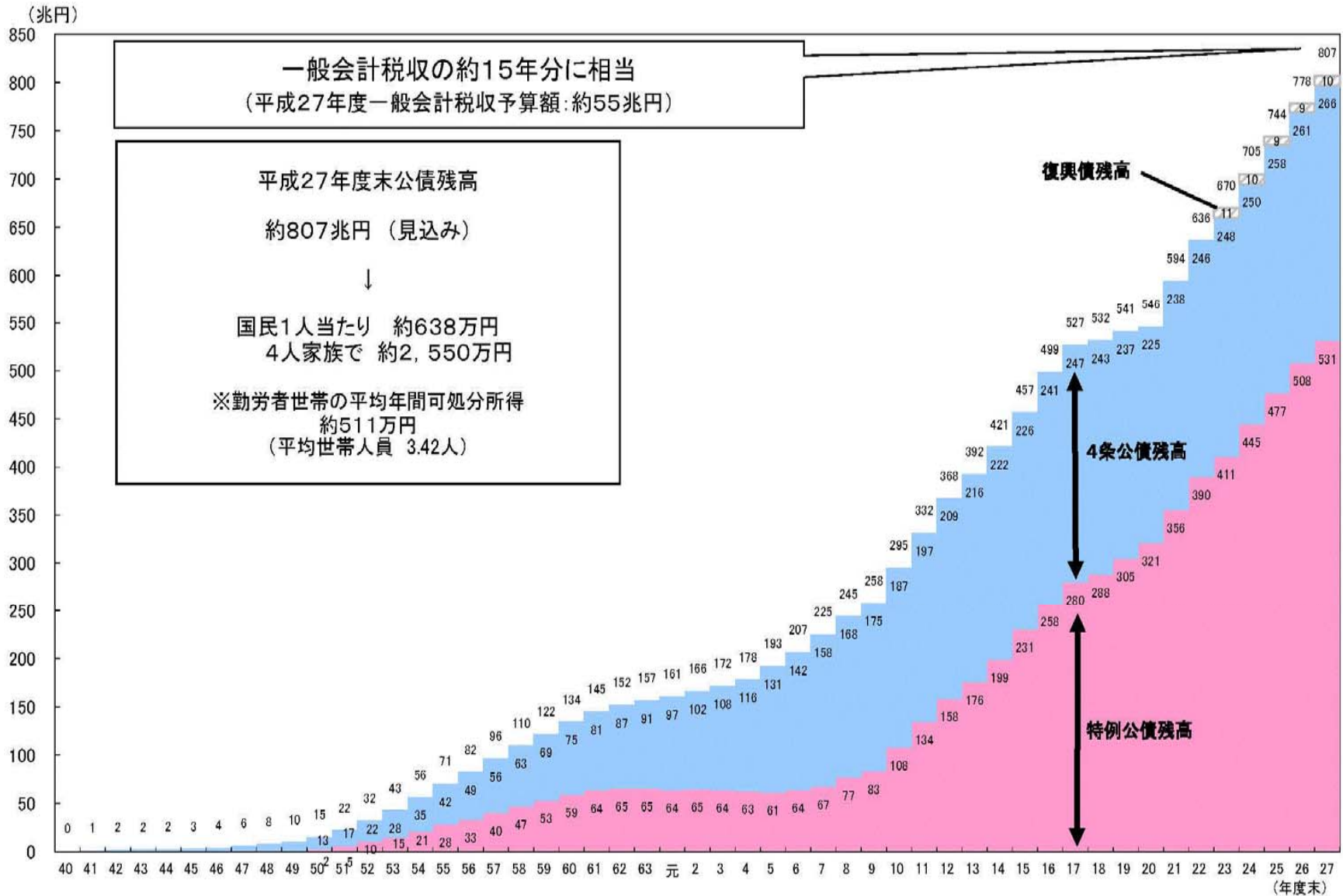
日本税理士会連合会
前租税教育推進部長

富村将之

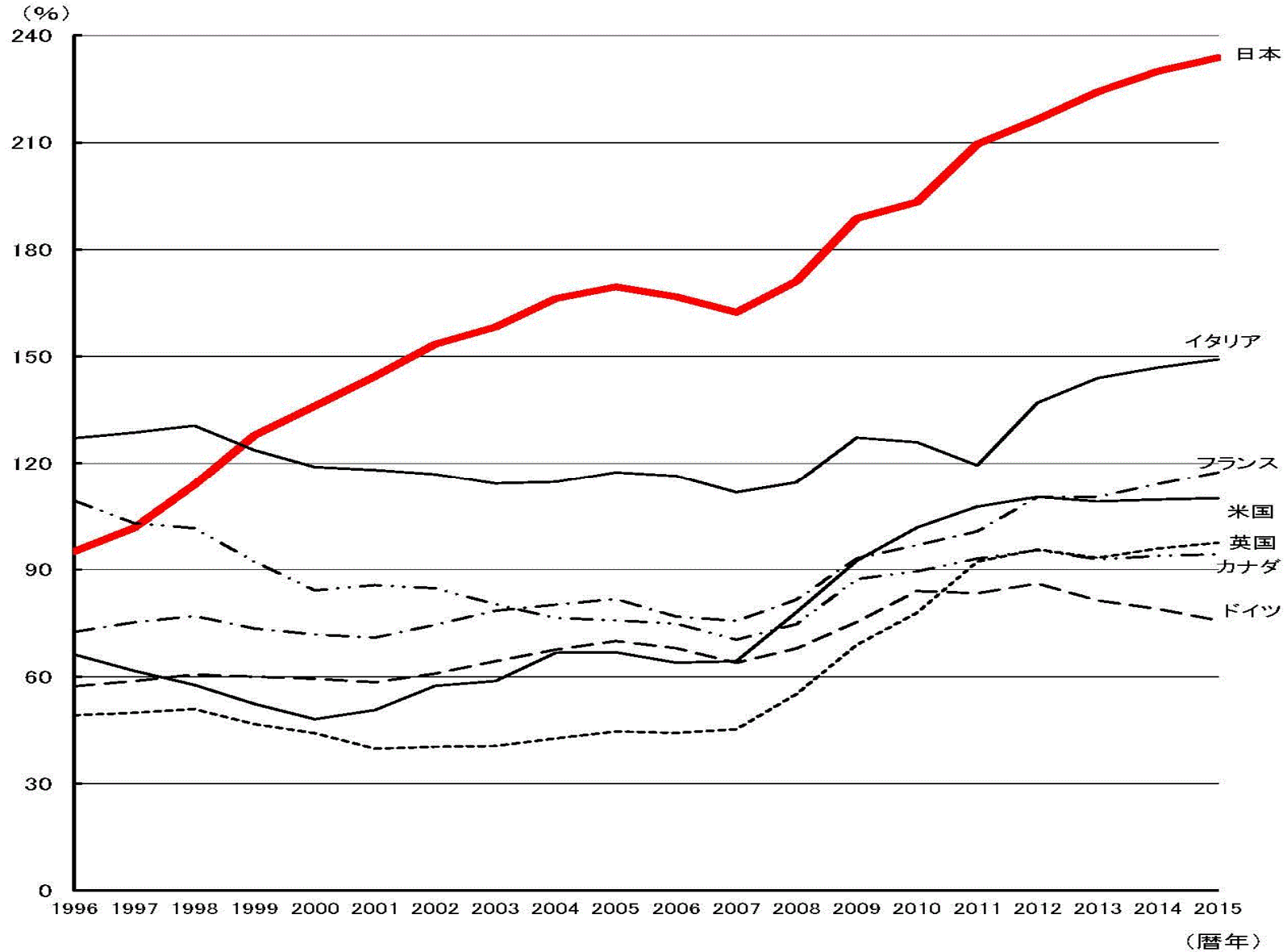
◆ **神野直彦** 『二兎を得る経済学－景気回復と財政再建』90頁（講談社+α新書、2001）

「二〇世紀から二一世紀への峠を、スウェーデンは「自信と楽観主義」とともに越えた。スウェーデンの「予算説明書」は、そう胸を張って宣言。これに対して日本は、二〇世紀から二一世紀への峠を、「不安と悲観主義」とともに越えるしかなかった。この対照的な相違は、「人間を信頼した国」と、「人間を信頼しなかった国」との相違。

公債残高の推移

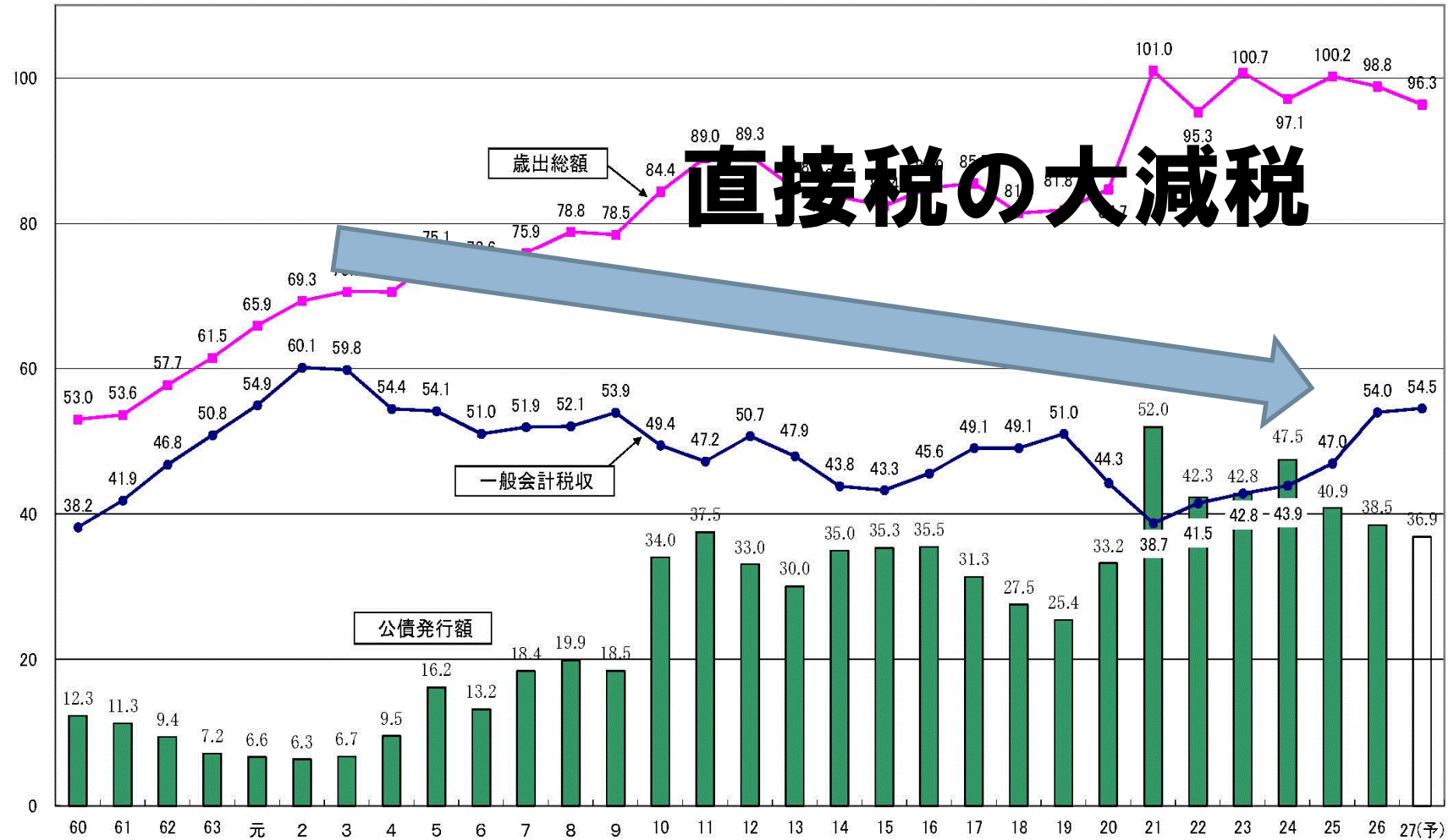


債務残高の国際比較（対GDP比）



歳出> 税収

(兆円)



直接税の大減税

- **所得税（住民税との合計）の最高税率**

S62 78% → S63 76% → H元 65% → H11 50%
→ H27 55%

- **法人税の基本税率**

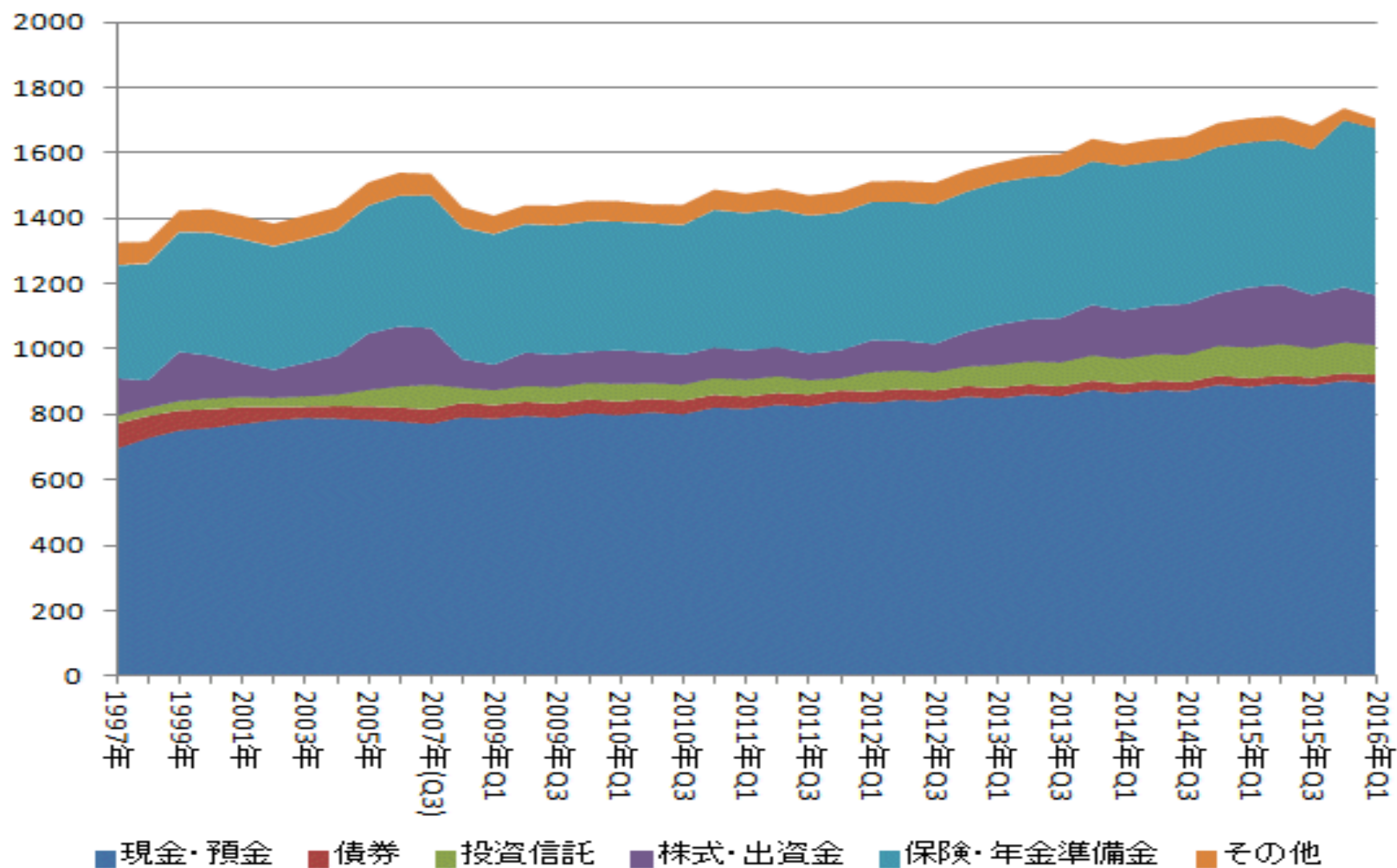
S62 42% → H元 40% → H2 37.5%
→ H10 34.5% → H11 30% → H24 25.5%
→ H27 23.9%

- **相続税の最高税率**

S63 70%（5億以上） → H4 70%（10億以上）
→ H6 70%（20億以上） → H15 50%（3億以上）
→ H27 55%（6億以上）



日本の家計金融資産構成額推移 (1997年～2016年Q1)(兆円)



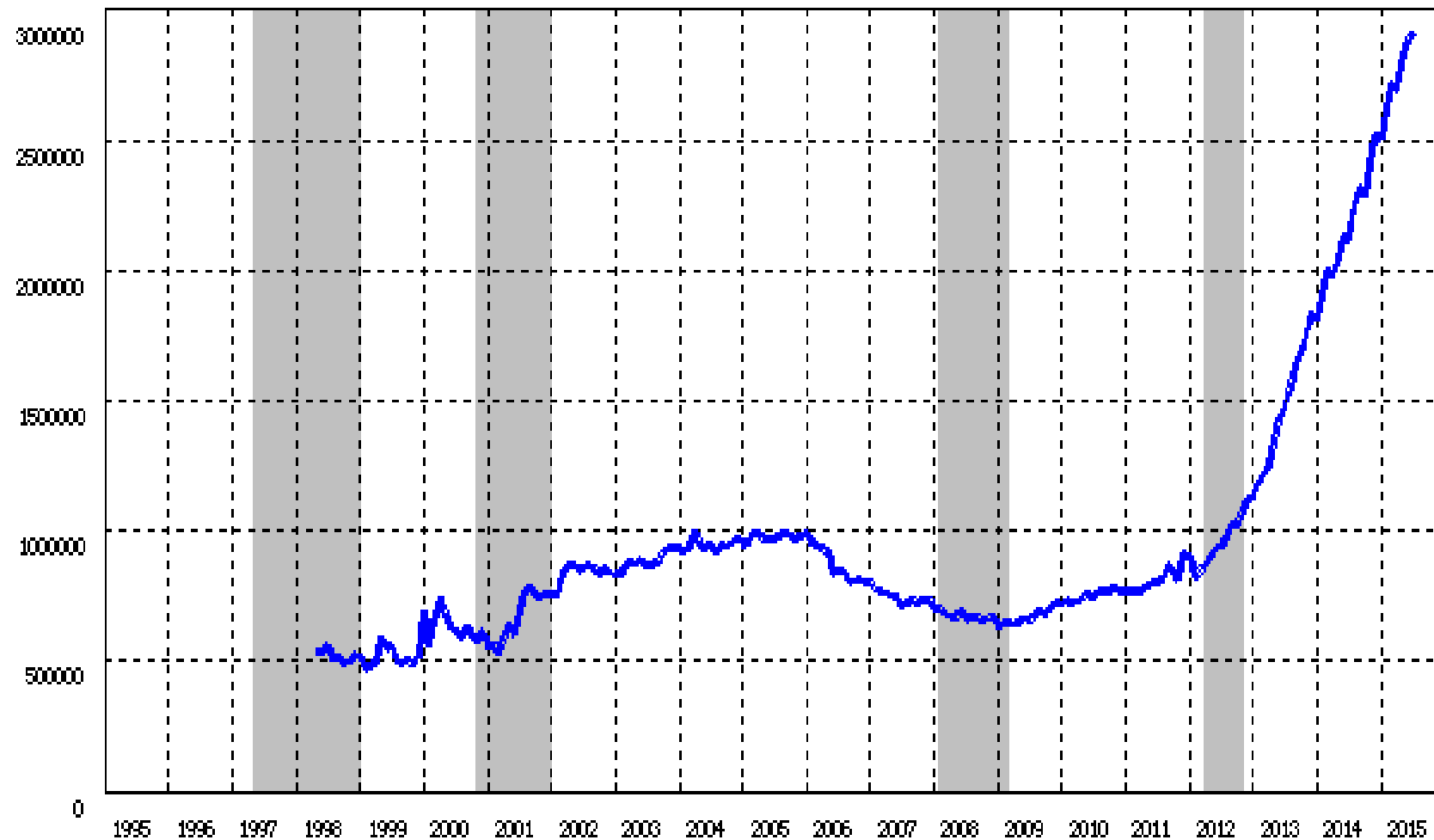
日本銀行の貸借対照表

単位（百万円）

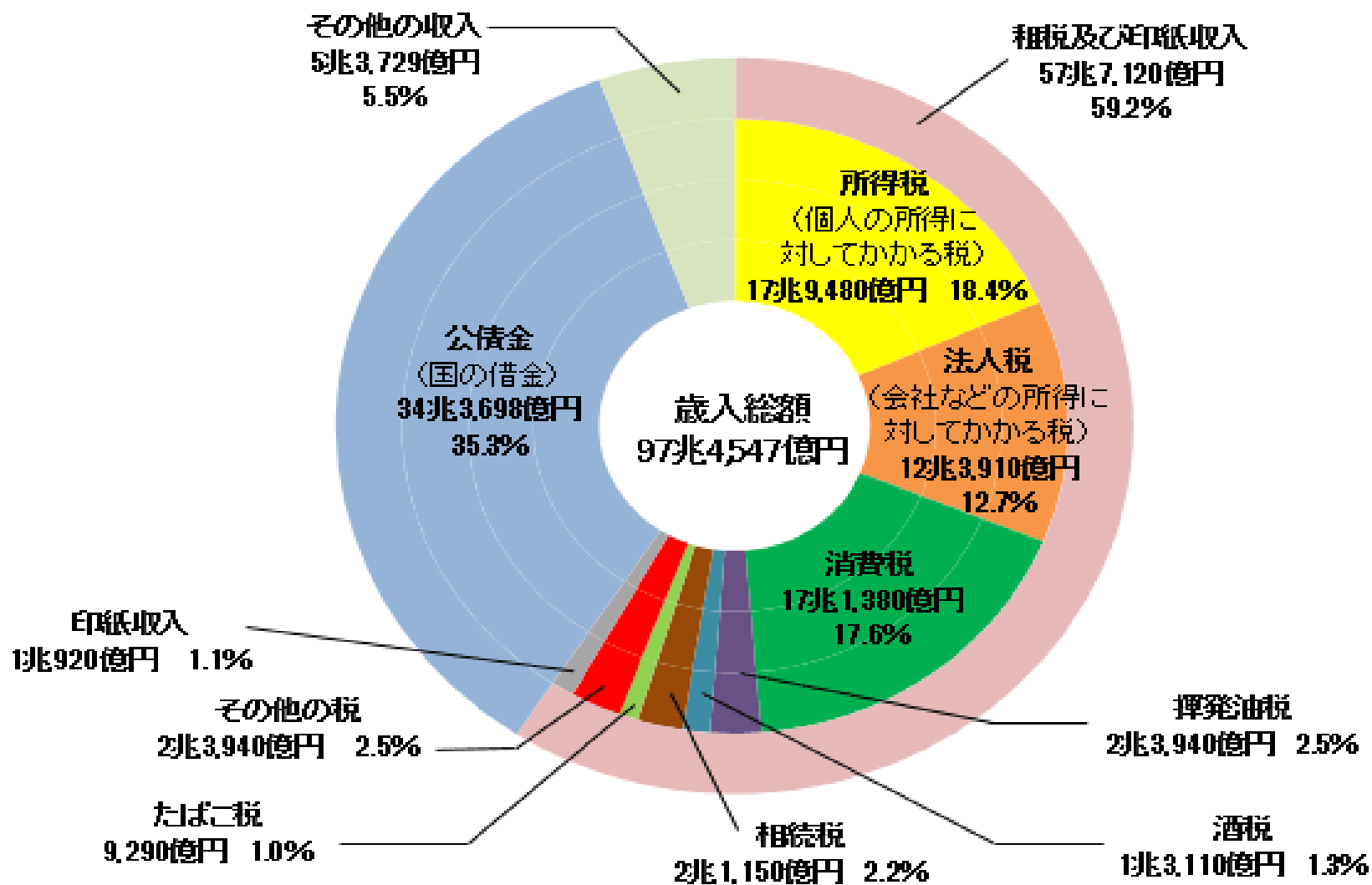
資産		負債・資本	
金地金	441,253	発行銀行券	99,800,188
現金	203,112	当座預金	342,755,515
国債	417,711,474	政府預金・ その他	43,867,753
その他	55,647,166	資本金 その他準備金等	100 3,665,789
合計	490,089,345	合計	490,089,345

平成29年3月31日現在

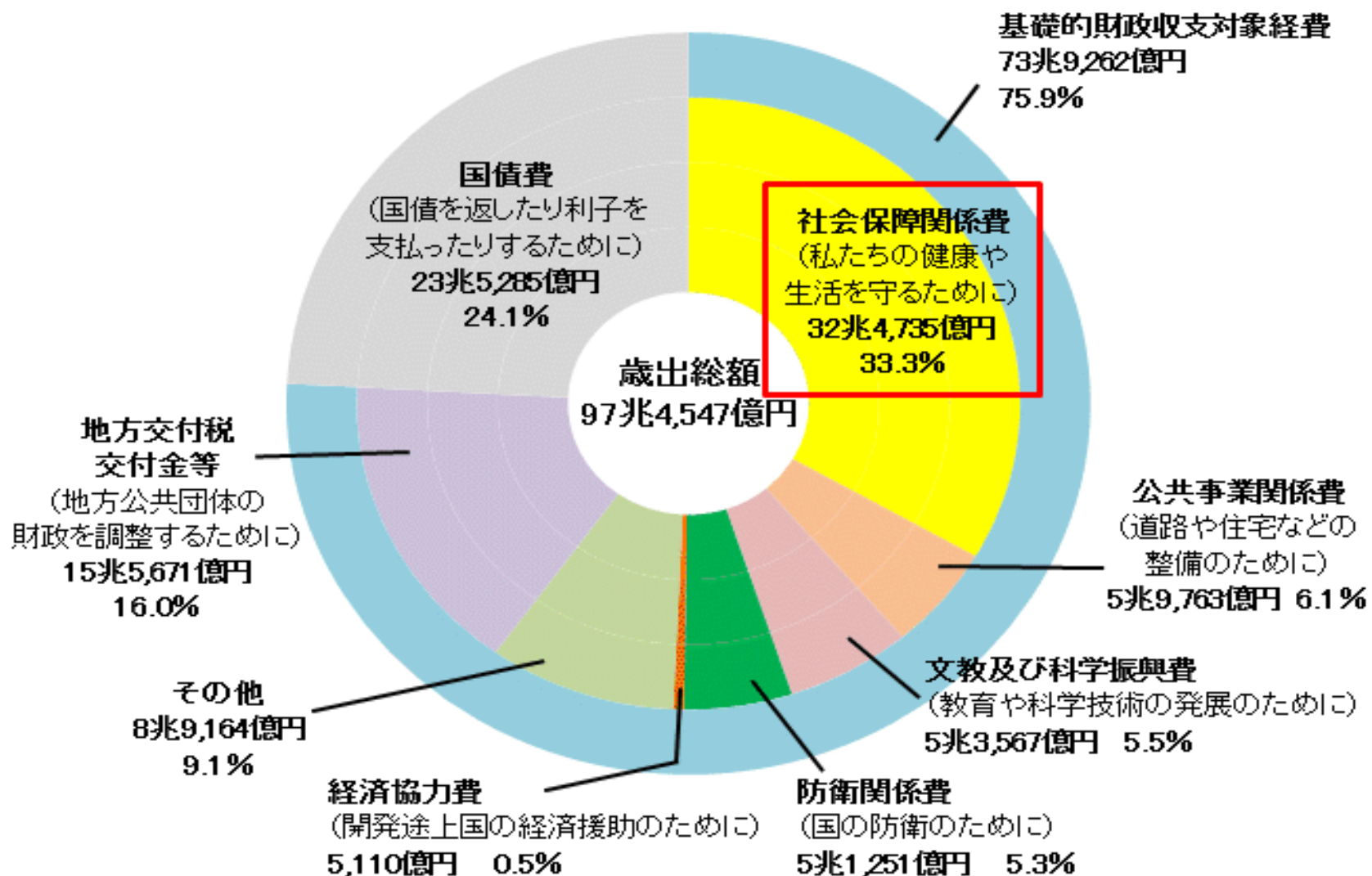
日銀の国債保有残高の推移



国の歳入(平成29年度当初予算)

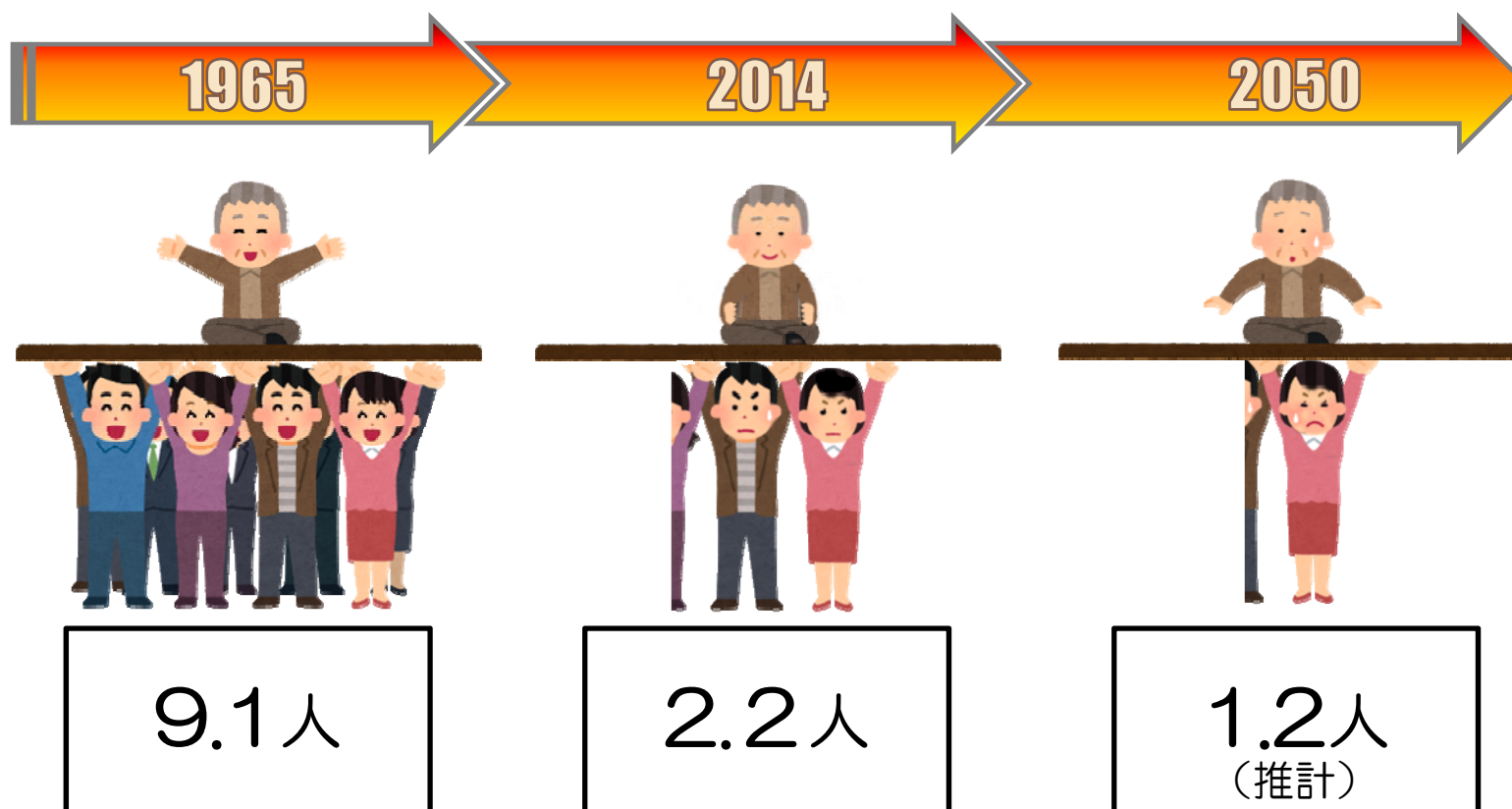


国の歳出(平成29年度当初予算)

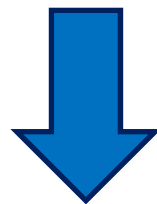


少子高齢化 —65歳以上1人に対する20~64歳の比率—

65歳以上1人に対する20~64歳の比率は・・・



税は取られるものなのか？
納めるものなのか？
支払うものなのか？



日本の歴史背景に左右される納税者意識
納税意識と納税者意識の違いとは

納税意識 t a x m o r a l e

納税者意識 t a x p a y e r c o n s c i o u s n e s s

1. 『税』は法律による

日本国憲法

法により国民の『**納税義務（30条）**』と、課税は法に基づくこと
『**租税法律主義（84条）**』を定めている。

日本国憲法 第30条

国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

納税の義務

国民に納税の義務を課したのものとして国家による徴税の根拠。憲法では納税（税金を納めること）は国民の義務であることを定めている。「納税の義務」は「**勤労の義務**」「**教育の義務**」と並んで、国民の三大義務の一つ。

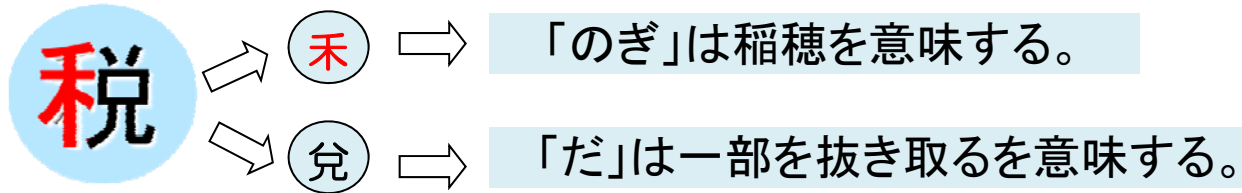
日本国憲法 第84条

あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。

租税法律主義

国民の代表機関である国会が制定した法律に基づいて、租税が賦課・徴収されなければならないとする憲法上の原則。
新たに税金をかけるにはそのための法律が必要というだけでなく、税金をかける対象は何か、税額をどう決めるのか、誰が納税するのか、といった租税要件、さらには徴収の手続きや納税の方法も、法律によることを意味している。

租税が今のような姿になるまで、税は様々な形で人々の生活に深くかかわってきた。



かつて、税金はおカネではなく、穀物で納めていた。

税の誕生 「魏志倭人伝」

弥生時代

(紀元前4、5世紀頃～紀元後3世紀頃)

「魏志倭人伝」に「租賦(※)を収む。邸閭あり」とあり、弥生時代に既に税(食糧など)を集めて、収めていたことが記述されている。

弥生時代の『税』

租 「租」は収穫物の一部 : 穀物などを収めること

賦 「賦」は労役 : 労働力の提供

穀物の献納と労働力の提供からなる租税の形態が弥生時代後期末に既に存在した。

新たな税制を目指す

公地公民

飛鳥時代

(574年頃～710年頃)

大化の改新(645年)

税金が社会制度のなかに初めて組み込まれ、
天皇制の権威と組織が全国的に確立。

公地公民の原則・・・ 朝廷は班田収授法に基づき人民へ口分田
を与え、租税を納める義務を課した。

3. 飛鳥時代

税制の確立

租・庸・調

大宝律令(701年)

班田収授の法により、人民には田を与える(口分田)代わりに、
租・庸・調という税のほか、雑徭(ぞうよう)という労役が課
され、我が国で初めて統一的な税制の仕組みが確立。

飛鳥時代の『税』

租

農民に課税され、収穫した稲を納めた税(農民に口分田の収穫の3%を課税:稲の物納)。

庸

都に出て1年間に10日働くか、または代わりに布で納めた税。

調

地方の特産物や海産物を都まで運んで納めた税。

雑徭

地元で1年間に60日土木工事につくなどし、働くことで納めた税。

税制の立て直し

「墾田永年私財法」

奈良時代

(710年頃～794年頃)

税が都に集められて、壮大な平城京が建築され、都を中心に華やかな文化が栄えた。



中期になると、重い税の負担に耐えかねた農民が、口分田を捨てて逃亡する者も現れ、次第に荒れた田畑が増加していった。



このころの税は飛鳥時代と同じ租・庸・調・雑徭

「墾田永年私財法」制定(743年)

朝廷は、新しく農地を開いたものに永久的に土地の私有を認め、税制の立て直しを図ろうとした。



しかし、貴族や寺社は、地方豪族と結んで田畑の大規模な墾田の開発を行って土の私有化を進め、荘園を発生させる結果となった。

平城京ができた710年ころには、都と地方を結ぶ道路が整備され、税を運ぶためにも利用された。

荘園の発達

年貢・公事・労役

平安時代

(794年頃～1191年頃)

11世紀になると、班田収授の法がくずれ、大きな寺社や貴族の領有地である荘園が各地にでき(公地公民の制度が崩れはじめる)、農民に荘園を管理する領主から農民に年貢、公事、夫役という税が課された。

荘園の経営に支えられて、都では国風の文化が栄え、華麗なる平安絵巻が繰り広げられた。

5. 平安時代

平安時代の『税』

年貢

荘園領主・封建領主が農民に課した租税。
原則として田の年貢は米、畑の年貢は現物と金納。

公事

年貢・所当・官物と呼ばれた租税を除いた全ての雑税。
糸・布・炭・野菜などの手工業製品や特産品を納めることを指す。

夫役

労働で納める税。
公事の中でも人的な賦課の部分を夫役と呼んで、その他の公事(雑公事とも呼ばれる)と区別した。

経済の発達時期

座役

鎌倉時代

(1192年頃～1337年頃)

6. 鎌倉時代

鎌倉時代は、守護や地頭、荘園領主などの保護の下で、経済が発達した時代で、農民には、年貢のほかに公事と夫役が課せられた。

また、人々が集まる場所には市場が生まれ、それから、商工業者が集まって『座（同業組合）』ができ生産や販売を独占する代わりに『座役』という税を、製品や貨幣で荘園領主に納めていた。

荘園は、その後鎌倉幕府の守護地頭制によって次第に武家に課税権を侵略され、南北朝の動乱以後急速に衰退に向かい、豊臣政権の成立で消滅した。

鎌倉時代の『税』

座役

中世、販売の独占や関銭の免除などの特権を与えられる代わりに、本所である幕府・領主・寺社などから座に課せられた労役奉仕や市座銭などの課役。

新税の誕生

地子・段銭・棟別銭・関銭・津料

室町時代

(1338年頃～1574年頃)

農民からの年貢のほか、商工業の発展とも関連して新たな税の誕生が見られ、地子、段銭、棟別銭、関銭、津料という新しい税が課された。

幕府は、酒屋・土倉(高利貸)や質屋を保護するかわりに、税を取立てて財源にした。

室町時代の『税』

7. 室町時代

地子

日本の古代・中世から近世にかけて、領主が田地・畠地・山林・塩田・屋敷地などへ賦課した地代。賦課した地目に応じて田地子・畠地子・塩浜地子・林地子・屋地子などと呼ばれた。

段銭

国家的行事や寺社の造営など、臨時の支出が必要な時に地域を限定(多くは国ごと)し、臨時に課する税。

棟別銭

家屋の棟数別に課税された税金。

関銭

関所を通過する人馬や船、荷物などに対して徴収した通行税。

津料

元来は津(港)の施設の管理・維持のための費用を調達するために賦課されたが、後には寺社の修繕費などに充当するなどの様々な名目をつけて賦課されるようになった。船の大きさや積荷の種類・積載量を基準に賦課されたもの。

太閤検知と石高の課税

安土桃山時代

(1575年頃～1603年頃)

太閤検地 (1582年～)

天下統一した豊臣秀吉は1582年から7年間にわたり全国の田畑の広さを測り、それまでの農地の面積だけで年貢を決めるのではなく、土地の善し悪しや収穫高などを調べて農民に年貢を課した。

太閤検地は同時に課税を逃れるための「隠田」の摘発という狙いもあり、見つかった場合にははりつけの刑に処せられた。

この検地の考え方、手法は明治初期の税制である地租改正の導入の際にも踏襲されており、我国の税制史に重要な変革をもたらした改革である。

当時の税率は、2公1民で収穫の3分の2を納める高いものであったため、この頃から年貢は重くなり、農民一揆が頻発するようになった。

安土桃山時代の『税』

太閤
検地

全国の土地の善し悪しを調べて、年貢を納めさせるために検地帳を作り、田畑ごとに面積や石高、耕作者などを村別に登録した。「石高」という農地の生産力に応じて税を課した。

年貢確保と運上金・冥加金

江戸時代

(1603年頃～1868年頃)

9. 江戸時代

荘園制が崩壊し、大名領国(藩)を単位とする封建体制が確立。

田畑の収穫・石高に応じて農民に課税するシステムは、そのまま受け継がれ、年貢が税収のほとんどを占めていた。

税率は、幕府が基準を決めていなかったので大名ごとに異なっていて、4公6民や5公5民といわれていた。「雑税」といって各藩ごとにも税を課すようになった。

その他の税

助郷役、清酒や醤油の製造、牛馬の売買などの商工業者に対する税も、免許税や営業税のような運上金・冥加金(みょうがきん)といったかたちで課税されるようになった。

江戸時代の『税』

5公5民

収穫物の半分を領主の税収入とし、残り半分は農民の収入とする税率。

助郷役

街道の宿駅に応援の人足や馬を提供する税。

運上金

一定の税率よる金納の営業税で、水上・市場・鉱山・問屋運上などさまざまな種類があった。

冥加金

幕府や藩から営業を公認されたことに対する献金という性格のものであったが、次第に税の一種となり率も定められ、毎年納めるようになった。

江戸中期

農民が団結して、年貢の引き下げや不正代官の交代などを領主に要求する「百姓一揆」が頻発。

特に、大飢饉に見舞われた享保から天明年間に増え、村役人や富農の屋敷を破壊するような暴力的な一揆が増えた。

この時代の百姓一揆は、一般農民を指導者として広範囲の農民が団結した大規模な一揆となった。多くの場合は指導者を厳罰に処し、武力で鎮圧したが、度重なる一揆によって、封建社会の基礎は大きくゆらいだ。

江戸時代の主な一揆

・郡上一揆（宝暦4年・1754年～宝暦9年・1759年）

美濃国（現在の岐阜県）郡上藩では、年貢の取り立て方法を従来の一定の年貢をとる「定免取り（じょうめんとり）」から、その年の出来高によって年貢を変える「検見取り（けみとり）」に変えることを命じた。

重税にあえいでいた農民たちは、江戸藩邸に願書を提出したり、登城途中の幕府老中にかご訴（直訴）等を行ったが功をなさなかったため、やむなく江戸評定所の「目安箱」に訴状を入れた（箱訴）。

これらの農民たちの死罪覚悟の行為により幕府も田沼意次や大目付により詮議を開始した。その結果、幕府役人・郡上藩役人が罷免された。直訴した農民には獄門・死罪・遠島の者もでた。藩主は処分され、新しい藩主が任命されることとなった。

この一揆は、藩主から農民まで、一揆にかかわる人すべてが処分を受けるといふ、類のない大事件であった。

百姓一揆が原因で、幕府の首脳部まで処分を受けたのは、江戸時代を通じてこの事件だけである。

年貢から税金へ 所得税・法人税の創設

明治時代

(1868年頃～1911年頃)

10. 明治時代

地租改正 明治6 (1873) 年

年貢制度にかえて、地価に対して地租という税金を設定し、土地所有者（地価の3%）に課税。年貢は村を単位に課税する村請制で、米納を原則。

米納による財政収入は、豊凶などの影響で米価が変動し、極めて不安定で、租税米を江戸まで運び、幕府の米蔵であった浅草御蔵に納めるまでに要する経費も莫大であった。

明治9 (1876) 年の貢租納入期限がせまった11月から12月にかけて、真壁郡と那珂郡で「地租の現物納」「租税延納」などを要求する大規模な農民一揆、地租改正反対一揆が起こった。

この二つの農民一揆は、三重県や愛知県の農民一揆を誘発させ、そのため、明治新政府は最初に予定した地価の3%の地租を2.5%に下げざるを得なかった。

所得税創設 明治20 (1887) 年

所得税は、所得金額300円以上の人のみを対象とし、納税者は当時の人口の約0.3%しかいなかったため、『名譽税』とも呼ばれていた。

法人税創設 明治32 (1899) 年

税金の歴史 昭和初期

昭和時代初期～戦費調達のための増税が続く

昭和15年1940	源泉徴収制度創設、所得税から法人税が分離
昭和17年1942	税務代理士法(税理士法の前身)制定
昭和21年1946	日本国憲法公布 3大義務(勤労・教育・納税)
昭和22年1947	「申告納税制度」導入、「年末調整制度」導入
昭和25年1950	シャウプ勧告により 「直接税中心(所得の総合課税化)」 「累進税率課税(応能負担)」 「青色申告制度(正確な記帳に種々の特典)」

憲法の法的位置づけ

①

- **形式的意味の憲法** 成文法典として憲法があること
- **固有の意味の憲法** 色々な機関の関係を規律する範
としての憲法
- **立憲的意味の憲法** 国家権力を制限して、自由を
保障しようという基本理念を
もって政治を行なう憲法



- **基本価値秩序としての憲法⇒個人の尊厳**
国民の自由の保障
- **制限規範・授権規範としての憲法**
- **最高規範としての憲法**

憲法30条の制定背景

- **明治帝国憲法の存在（徴兵の義務、納税の義務）**
- **市民革命、独立戦争との対比**
- **納税に対する歴史的国民感**
- **申告納税制度の不存在**
- **戦後荒廃化における税収確保に対する危機感**
- **憲法における他の国民の義務の存在**
- **天皇制維持と平和憲法制定の優先**
- **行政主導による憲法制定**


申告納税制度と憲法の関係 ①

- 源泉徴収制度の長所
 1. 課税庁の徴税事務の省力化
 2. 早めの国庫収入の確保
 3. 納税者の所得データ把握の簡便化
 4. 納税者の納税手続き簡素化
- 源泉徴収制度の短所
 1. 憲法上の疑問
 2. 総合課税、申告納税制度の形がい化
 3. 納税者意識の希薄化

申告納税制度と憲法の関係 ②

- 源泉徴収制度や給与所得控除の憲法上の疑問
 1. 憲法13条（個人の尊重（尊厳）、幸福追求権及び公共の福祉）
「すべての国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」
 2. 憲法14条1項（法の下での平等）「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」→大島事件
 3. 憲法29条1項（財産権）「財産権は、これを侵してはならない。」
 4. 憲法31条（適正手続の保証）「何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。」

申告納税制度と年末調整

- 昭和22年に同時に導入
 - 事業者の負担を減らすため給与所得控除を年末調整にも適用
 - シャウブ勧告（報告書第4巻D11ページ）は民主主義の例外として早い段階での税務署への移管を勧奨、将来的には廃止を要望
- 
- 憲法（13条、14条、29条、31条）との関係
 - 納税者意識との関係
 - 他国との比較（英国は源泉徴収都度調整、韓国は翌年3月までに調整、ドイツは選択制）、多くの民主国家は確定申告による国との直接関係の保証が確保されている

自民党憲法改正草案（抜粋）

- **（国民の責務）**
憲法改正草案第十二条
この憲法が国民に保障する自由及び権利は、
国民の不断の努力により、保持されなければならない。
国民は、これを濫用してはならず、
**自由及び権利には責任及び義務が伴うことを自覚し、
常に公益及び公の秩序に反してはならない。**
- **（憲法尊重擁護義務）**
自民党改憲案第一百二条
全て国民は、この憲法を尊重しなければならない。

2

**国会議員、国務大臣、裁判官その他の公務員は、
この憲法を擁護する義務を負う。**

アメリカ独立戦争の意味

独立戦争のきっかけとなったボストンティーパーティー事件とは？

1773年12月16日に、マサチューセッツ植民地（現アメリカ合衆国マサチューセッツ州）のボストンで、イギリス本国議会の植民地政策に憤慨した植民地人の急進派が、アメリカ・インディアンに扮装して、港に停泊中のイギリス船に侵入し、イギリス東インド会社の船荷の紅茶箱をボストン湾に投棄した事件。

アメリカ独立革命の象徴的事件の一つである。

アメリカ独立戦争と税

「代表なくして課税なし」 “No taxation without representation”

18世紀後半のアメリカ独立戦争は、母国イギリスが行った不当な課税に納得できないということで始まりました。

この不当な課税に対する反対運動の中で、パトリック・ヘンリーらの「代表なくして課税なし」という言葉が生まれました。

この言葉にこめられた、当時のアメリカの人々の※「強い意識」がきっかけとなり、やがて、1776年のアメリカ独立宣言につながります。

※「強い意識」

- 自分たちの代表者がいないところで決められた税は、納める必要がない。
- 自分たちの国を支えるためには、自分たち一人ひとりが税を納めなければいけない。

明治5（1872）年 福澤諭吉著「学問のすすめ」に見る税の約束

福澤諭吉：1835年～1901年 明治時代の啓蒙思想家・教育家。慶應義塾大学創設者。

学問のすすめ

二編

抑（そもそも）も政府と人民との間柄は、前にも云へる如く、唯強弱の有様を異にするのみにて権理の異同あるの理なし。

百姓は米を作て人を養ひ、町人は物を売買して世の便利を達す。是即（これすなは）ち百姓町人の商売なり。政府は法令を設けて悪人を制し善人を保護す。是即ち政府の商売なり。この商売を為すには莫大の費（つひえ）なれども、政府には米もなく金もなきゆゑ、百姓町人より年貢運上を出して政府の勝手方を賄はんと、双方一致の上、相談を取極めたり。是即ち政府と人民との約束なり。

（明治六年十一月出版）

《訳》

「政府は法令を設けて悪人を取り締まり、善人を保護する。しかし、それを行うには多くの費用が必要になるが、政府自体にそのお金がないので、税金としてみんなに負担してもらおう。これは政府と国民の双方が一致した約束である。」

『学問のすすめ（二編）』では“平等”と“政府と個人の関係”について触れている。

「平等とは地位も収入も同じにすることではない。そこには当然個人差がある。」法律の範囲内で暮らしを良くするチャンスが同じだという話である。

「政府と個人の関係は、どちらが上ということはないが、ただし国民が無知だと自然と厳しい政府ができあがる。だから勉強をして、知識と道徳を身に付けなさい。」という話になっている。

明治22年（1889）年発布 「大日本帝国憲法」で税について明記された

第2章 臣民権利義務

第21条

日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ納税ノ義務ヲ有ス

第6章 会計

第62条

新ニ租税ヲ課シ及税率ヲ変更スルハ法律ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

昭和22年 ？の始まり

- **申告納税制度と年末調整制度の同時採用**



- **G H Qは年末調整の早期税務署への移管
ないし将来における廃止を要望**



- **痛税感の欠如の始まりと無知・無関心への
第一歩へ**

まとめ

- 歴史背景
- 申告納税制度の形骸化
- 年末調整と給与所得控除による国民の権利の剥奪？
- 過去における租税教育の欠如

↓

税の使われ方に対する無関心

↓

政治に対する無関心

↓

大きな政府と小さな政府の国民にとって都合の良いところだけを要求する矛盾